

「需要に応じた米生産の推進に関する要領」の改正の概要

平成26年11月
穀物課水田農業対策室

1. 趣旨

農林水産業・地域の活力創造プランの方向性に即して着実に改革を進めていくためには、平成27年産以降の生産数量目標の設定等について工夫していく必要があることを踏まえ、生産数量目標の配分の設定等の手順を定めている標記要領（生産局長通知）について、所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 国が都道府県別の生産数量目標を配分する際には、都道府県別の自主的取組参考値を付記するものとする。

【第2の2(1)】

- (2) 自主的取組参考値の都道府県段階から市町村段階等への提供方法（自主的取組参考値の提供に際し、国から提供された自主的取組参考値の生産数量目標に対する割合をどのように反映させるか等）については、主食用米の販売戦略、主食用米以外への転換方針等を踏まえて、都道府県段階において自主的に決定されるものとする。

なお、都道府県段階等から提供される自主的取組参考値の面積換算値の合計値については、国から提供された自主的取組参考値の面積換算値を下回ることとなっても差し支えないものとする。

【第2の2(2)】

- (3) 都道府県農業再生協議会等は、生産数量目標の配分の状況を国に報告する際に、自主的取組参考値の提供の状況を併せて報告するものとし、関係様式について所要の改正を行う。

【第4の2(3)、別紙7第3の1及び様式】

3. 施行期日

平成27年産米の都道府県別の生産数量目標等の通知日（平成26年11月28日）に施行する。

以上

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）新旧対照表
（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 主食用米の生産数量目標の設定 1 (略)</p> <p>2 地域別の生産数量目標（需要量に関する情報） (1) 都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報） 国から提供される都道府県別の生産数量目標（平成18年7月21日農林水産省議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。</p> <p>また、その際には、<u>都道府県別の自主的取組参考値及びその面積換算値（上記ルールに即しつつ生産局長が策定）を付記する。</u></p> <p>(2) 市町村・地域農業再生協議会・認定方針作成者別の生産数量目標及び自主的取組参考値 都道府県から市町村、市町村から地域農業再生協議会、地域農業再生協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等）という。以下同じ。）への生産数量目標の情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。</p> <p>自主的取組参考値及びその面積換算値の都道府県段階から市町村段階等への提供方法（自主的取組参考値の提供に際し、国から提供された自主的取組参考値の生産数量目標に対する割合をどのように反映させるか等）については、<u>主食用米の販売戦略、主食用米以外への転換方針等を踏まえて、都道府県段階において自主的に決定されるものとする。</u> <u>なお、都道府県段階等から提供される自主的取組参考値の面積換算値の合計値については、国から提供された自主的取組参考値の面積換算値を下回ること</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 主食用米の生産数量目標の設定 1 (略)</p> <p>2 地域別の生産数量目標（需要量に関する情報） (1) 都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報） 国から提供される都道府県別の生産数量目標（平成18年7月21日農林水産省議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。</p> <p>(2) 市町村・地域農業再生協議会・認定方針作成者別の生産数量目標 都道府県から市町村、市町村から地域農業再生協議会、地域農業再生協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等）という。以下同じ。）への生産数量目標の情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。</p>

<p>となっても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 生産数量目標及び自主的取組参考値の面積換算値の設定方法 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 需要に応じた米生産の推進に向けた取組 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生産数量目標の配分段階における取組 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地域農業再生協議会は、目標配分後、配分した数量及びその面積換算値を都道府県農業再生協議会経由で生産局長に報告する。 また、その際には、<u>地域農業再生協議会及び都道府県農業再生協議会は、自主的取組参考値及びその面積換算値の配分の状況を併せて報告するものとする。</u></p> <p>3、4 (略)</p> <p>第5、第6 (略)</p>	<p>(3) 生産数量目標の面積換算値の設定方法 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 需要に応じた米生産の推進に向けた取組 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生産数量目標の配分段階における取組 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 地域農業再生協議会は、目標配分後、配分した数量と面積を都道府県農業再生協議会経由で生産局長に報告する。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第5、第6 (略)</p>
--	---

新	旧
<p>別紙 1～6 (略)</p> <p>別紙 7</p> <p>第 1、第 2 (略)</p> <p>第 3 報告</p> <p>1 主食用米の目標配分段階における報告</p> <p>(1) 地域農業再生協議会の代表者は、本要領第 4 の 2 の (3) に基づき、認定方針作成者及び農業者に対して提供した生産数量目標等を取りまとめ、自主的取組参考値及びその面積換算値の配分の状況と併せ、別紙様式第 7-2 号により、3月31日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。</p> <p>(2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第 7-3 号により、4月15日までに、生産局長に報告する。</p> <p>2 作付段階における報告</p> <p>(1) 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の水稲作付面積を別紙様式第 7-4 号により取りまとめ、原則として、7月20日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。</p> <p>(2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、原則として、7月31日までに、別紙様式第 7-4 号により、生産局長に報告する。</p> <p>3 収穫段階における報告</p> <p>(1) 地域農業再生協議会の代表者は、2の作付段階における報告(別紙様式第 7-4 号)について、経営安定対策要綱Ⅲの 3(4)に定める経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書に照らして修正が必要となつた場合は、同様式を修正し、10月末日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。</p>	<p>別紙 1～6 (略)</p> <p>別紙 7</p> <p>第 1、第 2 (略)</p> <p>第 3 報告</p> <p>1 主食用米の目標配分段階における報告</p> <p>(1) 地域農業再生協議会の代表者は、本要領第 4 の 2 の (3) に基づき、認定方針作成者及び農業者に対して提供した生産数量目標を取りまとめ、別紙様式第 7-2 号により、3月31日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。</p> <p>(2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第 7-2 号により、4月15日までに、生産局長に報告する。</p> <p>2 作付段階における報告</p> <p>(1) 地域農業再生協議会の代表者は、地域内の水稲作付面積を別紙様式第 7-3 号により取りまとめ、原則として、7月20日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。</p> <p>(2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、原則として、7月31日までに、別紙様式第 7-3 号により、生産局長に報告する。</p> <p>3 収穫段階における報告</p> <p>(1) 地域農業再生協議会の代表者は、2の作付段階における報告(別紙様式第 7-3 号)について、経営安定対策要綱Ⅲの 3(4)に定める経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書に照らして修正が必要となつた場合は、同様式を修正し、10月末日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。</p>

(2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第7-5号により、11月10日までに、生産局長に報告する。

別紙8

主食用米の作付状況の把握方法について

主食用米の作付状況の把握に当たっての具体的な方法は、以下のとおりとする。

- 1 都道府県域の作付面積
都道府県域の主食用米の作付面積については、別紙様式第7-4号により都道府県農業再生協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という。）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。

(注) 一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が収まる3%を全国一律に設定する。

- 2 市町村域の作付面積
市町村域の作付面積については、別紙様式第7-5号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村ごとの面積とする。
ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることとするとする。この場合、別紙様式第7-5号を再提出することとする。

(2) 都道府県農業再生協議会の代表者は、地域農業再生協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第7-4号により、11月10日までに、生産局長に報告する。

別紙8

主食用米の作付状況の把握方法について

主食用米の作付状況の把握に当たっての具体的な方法は、以下のとおりとする。

- 1 都道府県域の作付面積
都道府県域の主食用米の作付面積については、別紙様式第7-3号により都道府県農業再生協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という。）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。

(注) 一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が収まる3%を全国一律に設定する。

- 2 市町村域の作付面積
市町村域の作付面積については、別紙様式第7-4号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村ごとの面積とする。
ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることとするとする。この場合、別紙様式第7-4号を再提出することとする。

都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 農林水産省生産局長 殿
 都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 地域センター長 殿
 地方農政局長 殿
 北海道農政事務所長 殿
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

地域農業再生協議会の代表者 殿
 氏名 〇

需給調整の目標配分段階における報告について(地域農業再生協議会利用)

需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙7の第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 生産数量目標の提供状況

地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	〇	kg	㎡	人
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	①	kg	㎡	人
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	②	kg	㎡	人
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	③	kg	㎡	人

地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	〇	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	④	人
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	①	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑤	人
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	②	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑥	人
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	③	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑦	人

保留数量及び面積

保留数量	kg	㎡
面積	kg	㎡
合計	kg	㎡

【内訳】

認定方針作成者名	生産数量目標	面積	面積	面積	面積	面積	面積
	kg	㎡	kg	㎡	kg	㎡	kg
計(※2)							

※1:農業者間調整等が行われる前の、生産数量目標の算数を記入すること。
 ※2:市町村から提出を受けた数量と一致させること。

2 保留数量、面積及び理由
 保留数量: kg 保留面積: ㎡
 【理由】

農林水産省生産局長 殿
 都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 地域センター長 殿
 地方農政局長 殿
 北海道農政事務所長 殿
 内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県農業再生協議会の代表者 殿
 地域農業再生協議会の代表者 殿
 氏名 〇

需給調整の目標配分段階における報告について

需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙7の第3の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 生産数量目標の提供状況

市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	①	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑥	人	配分対象農業者数	⑧ = ④ + ⑥
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	②	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑦	人	保留数量及び面積	⑨ = ① - (③ + ⑤)
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	③	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑧	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	④	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑨	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑤	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑩	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑥	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑪	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑦	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑫	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑧	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑬	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑨	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑭	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑩	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑮	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑪	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑯	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑫	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑰	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑬	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑱	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑭	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑲	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑮	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	⑳	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑯	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉑	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑰	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉒	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑱	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉓	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	⑲	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉔	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	⑳	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉕	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉑	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉖	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㉒	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉗	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉓	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉘	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㉔	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉙	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉕	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉚	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㉖	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉛	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉗	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉜	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㉘	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉝	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉙	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉞	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㉚	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㉟	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉛	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊱	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㉜	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊲	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉝	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊳	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㉞	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊴	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㉟	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊵	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊱	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊶	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㊲	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊷	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊳	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊸	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㊴	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊹	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊵	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊺	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㊶	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊻	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊷	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊼	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㊸	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊽	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊹	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊾	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㊺	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊿	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊻	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊽	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㊼	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊾	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊽	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊿	人		
市町村から地域農業再生協議会へ提供した生産数量目標等	㊾	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊿	人		
地域農業再生協議会が情報提供した生産数量目標等	㊿	kg	㎡	人	認定方針非参加農業者の人数	㊿	人		

【内訳】

地域農業再生協議会名	生産数量目標	面積	面積	面積	面積	面積	面積
認定方針作成者名	kg	㎡	kg	㎡	kg	㎡	kg
計							

2 各段階における保留数量、面積及び理由(農林水産省生産局長報告のみ記載)
 保留数量: kg 保留面積: ㎡
 【理由】

(注) 都道府県農業再生協議会は、地域農業再生協議会が設置されていない市町村分も含め記載すること。

都道府県農業厚生協議会の代表者

氏名

需給調整の目標配分段階における報告について(都道府県農業厚生協議会)

需要に供した米生産の推定に関する表(平成26年4月1日付付25生産第3578号農林水産省生産部通知)加算7の第3の1の(2)の単位に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 生産数量目標の現状状況

県から市町村への生産数量目標	市町村から地域農業厚生協議会への自主的取組参考値	市町村から地域農業厚生協議会への自主的取組参考値	地域農業厚生協議会が提供した認定方針性取組参考値	地域農業厚生協議会が提供した認定方針性取組参考値
kg	kg	kg	kg	kg
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

地域農業厚生協議会が提供した認定方針性取組参考値	認定方針性取組参考値	認定方針性取組参考値	認定方針性取組参考値	認定方針性取組参考値
kg	kg	kg	kg	kg
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

保田数量及び面積	配分調整数量
kg	kg
㎡	㎡

【内容】

地域農業厚生協議会名	生産数量目標		自主的取組参考値		提供した認定方針性取組参考値
	kg	㎡	kg	㎡	
社					

注: 都道府県農業厚生協議会は、地域農業厚生協議会が設置されている市町村も含め記載すること。

2. 各段階における保田数量、面積及び理由

kg 保田数量、㎡ 保田面積

理由

